

伊丹市

空き家活用支援事業

空き家のリフォーム費用助成!!

申請期間(令和5年度)

6/1(木)~11/30(木)

*但し、先着順、予算金額に達し次第終了



伊丹市マスコット
たみまる

伊丹市では、一定の条件を満たす空き家を購入し、居住用として活用される世帯に対し改修工事費の一部を支援します!!

○ 対象者

- 「市外から転入」または「市内の賃貸住宅または自己所有でない住宅から転居」して、市内の対象空き家等を購入し10年以上居住する者
- 対象改修工事(100万円以上)の契約を予定しており、2月末までに実績報告書を提出できる者

○ 対象建築物 ※下記すべての条件に該当することが必要です

- 一戸建ての空き家、共同住宅の空き住戸
 - 築20年以上経過した住宅
 - 空き家の期間が6か月以上であること
 - 要綱に定める耐震基準を満たしていること(※)
 - 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが、設置から10年以上経過しており、更新が必要であること
- (※) 耐震基準を満たしていない場合でも、リフォーム工事に合わせて耐震改修する場合は可。

耐震改修にも補助金があります

耐震改修工事を行う場合は、別途、伊丹市住宅耐震化促進事業あり。一戸建て：最大100万円補助 建築指導課 ☎(072)784-8065

○ 対象経費

- 住宅として活用するための機能回復、または設備改善に必要な改修工事に要する経費

○ 補助額

	一戸建て	共同住宅
若年世帯※ 子育て世帯※	工事費の 1/2 150万円まで	工事費の 1/2 100万円まで
その他の世帯	工事費の 1/3 100万円まで	工事費の 1/3 65万円まで

※若年世帯とは、夫婦合計年齢80歳未満の世帯。

※子育て世帯とは、18歳以下の子を養育する世帯。

「同居・近居加算」あります
+20万円

※一定条件に該当される世帯へ加算されます

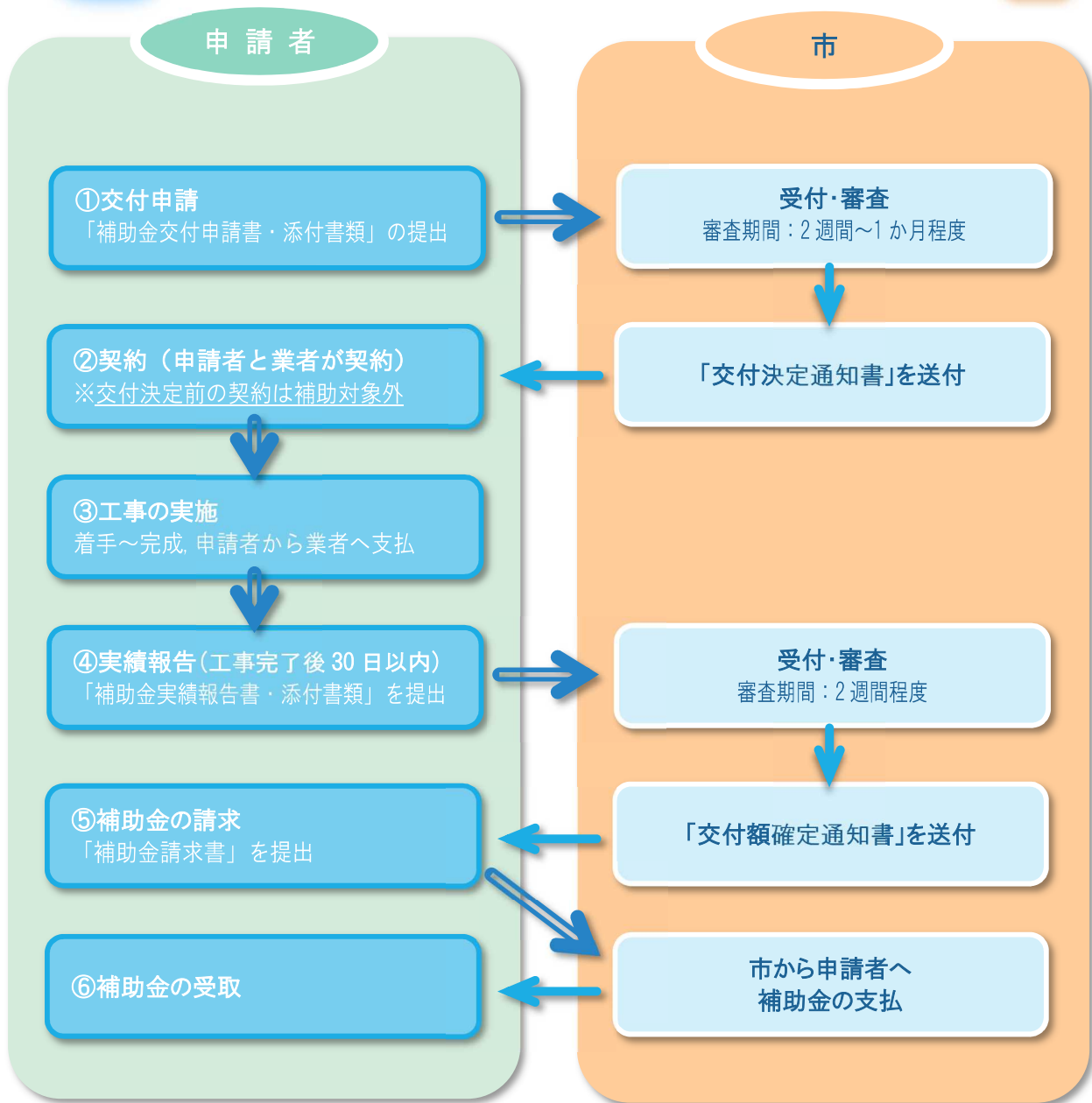
伊丹市
独自



◇ お申込・お問合せ先 ◇ 伊丹市役所 住宅政策課 ☎(072)784-8069(直通) ◇



◆◆◆ 補助金交付申請から受取までの流れ ◆◆◆



➡ 申請書類・補助の要綱について

市のホームページから伊丹市空き家活用支援事業に関する申請書類のダウンロード及び補助要綱の確認が可能です。

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/JYUTAKU/josei/32666.html>

伊丹市 空き家活用

検索



～お申込・お問合せ先～
〒664-8503
兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市 住宅政策課
(市役所4階)
TEL：(072)784-8069